厚生労働省からの使用推奨期限切れ個人防護具の配布の概要

配布対象施設等	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、高齢者施設、障害者施設、各関係団体等	
配布される個人防護具 （令和９年２月頃配送開始予定）	・医療用（サージカル）マスク ・N95 マスク ・アイソレーションガウン（「素材」の選択が可能） ・フェイスシールド	
申込み方法	ふじのくに電子申請サービスへの入力申請後の数量変更などには応じられません。 電話・FAX・電子ﾒｰﾙによる申込みには対応できません。	
	≪URL≫ https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuokau/offer/offerList_detail?tempSeq=22449	≪QRコード≫
申込期限	令和８年11月10日（火）午後11時59分	
留意事項	・配布物資は使用推奨期限が令和９年度中に切れるものであること。 ・配布された物資は当該施設が自ら診療以外の訓練等で使用すること。 ・今後、訓練等で必要となる数を希望すること。 ・希望数量が配布可能数量を上回る場合は、抽選等により配布対象及び配布数量が決定されること。 ・配布を希望した施設の一覧が厚生労働省のＨＰで公表される予定であること。	